

平成26年度短期外国出張者 研究結果に関する報告書簡

氏名 林 啓治郎	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事	派遣先 ドイツ マックスプランク研究所
提出書面		
平成27年9月29日付け研究結果に関する報告書簡		
本報告書簡の概略（平成27年3月30日～同年9月29日）		
<p>第1 本研究の概要 特許権侵害訴訟における査察手続、損害賠償額及び訴訟に伴う費用</p> <p>第2 マックスプランク研究所</p> <p>第3 ドイツの裁判所</p> <p>第4 ヨーロッパ特許庁</p> <p>第5 ドイツの弁護士・弁理士事務所</p> <p>第6 ドイツでのシンポジウム、カンファレンス</p> <p>第7 オーストリアの裁判所等</p> <p>第8 スイスの裁判所等</p> <p>第9 イギリスの裁判所等</p>		
キーワード欄		
<ul style="list-style-type: none">特許権侵害訴訟における査察手続、損害賠償額及び訴訟に伴う費用ドイツの特許関係訴訟等の実情オーストリア、スイス、イギリスの特許関係訴訟等の実情		

平成27年9月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度短期外国出張者

(ドイツ・マックスプランク研究所)

大阪地方裁判所 判事 林 啓治郎

研究結果に関する報告書簡

平成27年3月30日から同年9月29日までの研究の結果についてご報告申し上げます。

おかげ様で、家族共々、元気に6か月をすごすことができました。

深く、感謝と御礼を申し上げます。

今後とも、皆様より、ご指導とご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

第1 本研究の概要

1 特許権侵害訴訟における査察手続、損害賠償額及び訴訟に伴う費用調査事項等は、「マックスプランク研究所等におけるドイツ連邦共和国及び世界各国の知的財産権訴訟制度についての研究」とされている。

本研究では、特許権侵害訴訟における査察手続、損害賠償額及び訴訟に伴う費用を主な研究テーマとした。これらの研究結果は、別紙1ないし3のとおりである。

これらの事項は、平成27年5月28日付け「知財紛争処理タスクフォース報告書」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka)

kikaku/tf chiizai/tf chiizai houkoku.pdf）においても言及されている。

語学力の不足により、聴取内容の誤解、参照資料の誤訳を含み得るので、ご留意願いたい。

2 その他の研究結果

その他の研究結果は、本報告書簡の本文のとおりである。

訪問等の際に聴取した内容に基づき、ドイツ、オーストリア、スイス、イギリス等の特許関係訴訟等の実情を整理した。

本研究では、一人でも多く、一回でも多く、実務家、研究者の方々に面会することを重視する方針をとり、面会の際は、上記1の研究テーマに関する意見交換を優先させた。例えば、法廷傍聴の場合であっても、その前後の質疑応答の時間を、前記1の研究テーマに関するインタビューに優先的に充てたため、事案や手続の内容を十分に確認するまでに至っていないことも少なくない。

また、本報告書簡の作成時間に限りがある関係で、時間内に盛り込める内容にとどめており、本文記載の聴取内容等については、文献や資料による十分な確認まではなされていない。

語学力の不足により、聴取内容に誤解を含み得る点は、上記1と同様である。

3 本研究の日程

4月、5月は、ドイツ国内の実務家、研究者と初回の面会を行い、その後のコンタクトの形成に努めた。

6月は、セミナー、シンポジウムへの参加を中心とし、参加者との交流を図るとともに、基礎的な知識の習得に努めた。

7月は、オーストリア、スイス、イギリスを訪問し、比較対照を通じ、ドイツの特許関係訴訟等の理解を深めるようにした。

8月、9月は、再びドイツ国内を中心とする研究を行い、それまで未了であった面会を行うとともに、再度の面会も果たし、本報告書簡の作成を通じて、

6か月間に学んだことを整理することとした。

3月に、デュッセルドルフにおいて、デュッセルドルフ大学主催による特許関係のシンポジウムが毎年開催される旨をお聞きした。使用言語はドイツ語であり、デュッセルドルフ以外の地域の裁判官も出席された旨お聞きしている。毎年6月には、ミュンヘンにおいてミュンヘン国際特許法会議（Munich International Patent Law Conference, <http://www.munichinternationalpatentlawconference.de/index.html>）が開催される。3月及び6月のシンポジウム、会議を起点として、実務家、研究者と交流すれば、訪問、面会の幅が広がり、研究がより充実すると思われる。

第2 マックスプランク研究所

1 セミナー

不定期に午後6時頃から1、2時間程度のセミナーが開催され、ドイツ、他の国的研究者、実務家の講演を聴講した。

2 MIPLCでの聴講

聴講するためには、MIPLCの方から時間割を入手した上で、面識のある講師を探し、当該講師と事前に打ち合わせるなどした上で、事務局から聴講の許可を得る必要がある。

6月8日、9日、片山英二弁護士の講演「International & Comparative Patent Law」を聴講した。MIPLCの聴講者は6名であった（うち日本人3名）。プロダクト・バイ・プロセスクレームに関する最高裁判決も英語にて紹介された。

3 16th EIPIN Congress (4月9日～11日)

全3日間のうち、10日、11日に傍聴した。EIPINとは、MIPLC (Munich Intellectual Property Law Center) が他国の大学と提携するEuropean Intellectual Property Institutes Networkの略称である。特許、著作権、商標等に関するテーマにつき、各大学の教授等が講演を行った後、学生のグループご

とに質問を行う形式で行われた。MIPLCに所属する日本人は参加していなかつた。

4 特許訴訟に関する統計分析

6月10日, Institute Conferenceにおいて、特許訴訟の分析に携わる経済学の教授にお会いし、後日、費用の統計に関する資料をいただいた。

8月6日、経済学の研究者らによるセミナーに参加した。「Investing in legal advice」との演題で、特許権行使に要する費用を決定する要因について発表がなされた。米国の裁判所に係属した事件について、代理人の数、事務所等を集計して分析した内容であったが、発表の途中から、続々と、資料収集や分析の手法について質問、疑問点の指摘が参加者によってなされた。難解で意味不明な数式もいくつか示されたが、セミナー後に参加者に聞いたところでは、統計の分野ではよく使われる数式であり、研究者であればすぐに分かる内容の数式である、とのことだった。

5 図書館の利用

図書館や法律専門書店の書籍を閲覧した結果、ドイツの特許関係訴訟制度等を理解するためには、別紙1に掲げた書籍が有益である。

加えて、ヨーロッパ特許庁の手続に関しては、以下の書籍が有益である。

ハインツ・ゴダールほか、ヨーロッパ特許要点ガイド、マスターリンク、2012

Marcus O. Müller, Cees A. M. Mulder, Proceedings before the European Patent Office, Elgar 2015

なお、竹中俊子教授ほか、Patent Enforcement in the US, Germany and Japan, Oxfordが刊行予定である旨お聞きしている (<https://global.oup.com/academic/product/patent-enforcement-in-the-us-germany-and-japan-9780199679201?cc=jp&lang=en&>)。

6 名称の変更

マックスプランク研究所の2年前の名称はMax Planck Institute for Intellectual Property and Competition Lawだったが、現在の名称は、Max Planck Institute for Innovation and Competitionに変更されている。

第3 ドイツの裁判所

1 裁判所滞在型の研修の動き

近時、デュッセルドルフやミュンヘンの裁判所において、ドイツ語が堪能な日本人の実務家、研究者が、月単位で滞在して、特許事件等の研修を行うようになってきている。

このような状況に鑑みると、前記の書籍を利用するなどして、より一層の事前準備を行うことが必要となるのではないか。特に、別紙1のクーネン・ハンドブックは、ほとんどの裁判官、弁護士、弁理士が使用しており、連邦通常裁判所、高等裁判所、地方裁判所の各裁判官、弁護士、弁理士、マックスプランク研究所の研究者の各方面から推薦を受けた。クーネン・ハンドブックは、頁の左右欄外に項目番号が付されており、ドイツ語版と英語版とで項目番号が一致する。日本から現地の研究員にお問い合わせくださる時は、クーネン・ハンドブックのどの項目番号について何をお知りになりたいのかをお伝えくだされば、日本—現地の研究員—訪問先の方々の間で、共通の前提に立つことができ、より深まった議論ができるのではないか。

2 侵害裁判所（高等裁判所、地方裁判所）の概観

地方裁判所における特許事件の件数は、デュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘンの順となる。

ドイツでの件数の数え方については、特許権が複数あれば、複数の件数となり、侵害訴訟と無効訴訟とで別々に件数が数えられる。

また、侵害訴訟において訴訟手続が中止（stay）した場合の件数の数え方にも留意する必要がある。中止の判断から6か月が経つと、当該事件はいったん

終局したのと同じ扱いとなり、特許無効訴訟の結論が出て再び審理を開始する時は、新件として計上される、裁判所内部の統計の話であって、当事者にとつて影響が生ずるわけではない、との説明を高裁裁判官から受けたことがある。他の地域、審級の裁判所が同様の取扱いをしているかは確認できていない。

特許事件を扱う部についてみると、デュッセルドルフ高等裁判所は「特許部」に近く、デュッセルドルフ地方裁判所は「特許部」といえる。ミュンヘン高等裁判所、カールスルーエ高等裁判所（マンハイム地方裁判所の控訴審）、ミュンヘン地方裁判所、マンハイム地方裁判所は、「知財部」といえる。デュッセルドルフの裁判所が特許事件に特化していることも、特許事件がデュッセルドルフに集中する理由となっているのではないか。ミュンヘン地方裁判所は、早期口頭弁論において暫定的な見解を示す点に特色があり、当事者としては、早期に裁判所の見解を把握して必要があれば主張立証方針の変更を図りたいなどの場合は、ミュンヘン地方裁判所に提訴すると思われる。マンハイム地方裁判所は、口頭弁論を1回しか開かず、審理期間が短い点に特色があり、当事者が早期の判断を望むなどの場合は、マンハイム地方裁判所に提訴すると思われる。

ミュンヘン地方裁判所では、特許事件、実用新案事件の新件が、2014年に157件係属し、2015年は上半期で79件、8月18日の時点で95件係属したことである。

デュッセルドルフに多数の特許事件が係属するようになった原因是、歴史的背景とも関係している。第2次世界大戦後、国内の様々な機能がベルリンから各地へ移行し、例えば、特許商標庁はベルリンからミュンヘンへ移動した。この過程で、偶然もあるが、デュッセルドルフに特許事務所が多く存在することになり、そのため、デュッセルドルフに多くの特許事件が係属するようになったと聞いた。

マンハイム地方裁判所及びその控訴審であるカールスルーエ高等裁判所では、主張書面以外で英語の書面について、通常はドイツ語訳を求めず、難解な

ものについてドイツ語訳を求める扱いをしており、デュッセルドルフの裁判所とは扱いが異なる。ミュンヘン地方裁判所やハンブルク地方裁判所もドイツ語訳を求めるようである。もっとも、当該書面の重要な部分についてはドイツ語訳を付するという弁護士もいる。

ミュンヘン地方裁判所の運用を導入した裁判長は、現在は、裁判所ではなく、EPOに勤務している。ミュンヘン地方裁判所では口頭弁論を2回開くとされているが、弁護士によれば、ごく一部であるが、中には1回の口頭弁論で済ませる事案もあるとのことである。

3 侵害裁判所（高等裁判所、地方裁判所）と無効裁判所（連邦特許裁判所）との関係

侵害裁判所と無効裁判所の両方で執務をした経験を持つ裁判官は、極めて少ない。侵害裁判所には、The Judicial Assistantsとして約3年間にわたって連邦通常裁判所において無効訴訟を担当した経験を持つ裁判官がいる。連邦通常裁判所における経験を侵害裁判所内で共有することによって、侵害裁判所による訴訟手続中止の判断も可能になるのではないか。

一方から他方の裁判所への見方は、それぞれに異なる。

高裁裁判官によれば、侵害訴訟が高裁に係属しても、連邦特許裁判所の暫定的意見すら明らかになっておらず、第二審としても困っている、かつて、連邦特許裁判所へ進行状況について問合せをしたことがあったが、無回答であった、仮に、連邦特許裁判所の判断が明らかになっても、当事者が裁判所に連絡をくれず、気が付いたら特許のクレームの内容が変わっていたということもある、とのことだった。

地裁裁判官からも、連邦特許裁判所の審理期間が長い旨の指摘があった。

他方で、連邦特許裁判所の裁判官によれば、侵害訴訟の中止（stay）は全体の10ないし15%であるが、無効訴訟において実際に無効の判断がなされる割合を考慮すると、2割から3割の事案は中止すべきではないか、中止させる

か否かは、経済効果にも影響する、侵害訴訟における中止の手続について担当裁判官が特許の効力を判断できるのか疑わしい、とのことだった。

3年に1回、連邦通常裁判所、連邦特許裁判所、高等裁判所、地方裁判所の一部の裁判官が参加する会議が行われ、侵害訴訟と無効訴訟との関係等について議論が行われるようである。2015年も開催された。

4 裁判官

州によって、2回試験の内容、難易度が異なる。お聞きした限りでは、1科目5時間程度であるが、科目数が多いようだ。成績の上位者から、裁判官や検察官を希望しないか声を掛けられる州もあるようだ。バイエルンやいくつかの州では、裁判官に任官する場合、最初に約4年間、検察官を経験し、その後に裁判官としての執務を始めると聞いた。成績が極めて優秀な者は、公証人になるという話も聞いたことがある。公証人の報酬は高額であり、企業合併の際に公正証書を作成すると、上限はあるものの、買収額の一定割合が公証人の報酬となる。契約の使用言語、準拠法によっては、報酬額がより高くなるように定められている。

裁判官の報酬について、居住地域による調整は行われていないようである。ミュンヘンのように居住費用や物価の高い地域で生活する裁判官は、支出に工夫が必要となるのではないか。

裁判官の呼称は、ときに他の称号が付けられることもあるが、氏名の前に「D.r.」が付くか否か違いがある程度である。弁護士についても同様である。

執務スペースについては、建て増しをするなど、執務スペースを拡大してきた裁判所もある。中には、執務室が足りないため、法廷裏の会議室が、他の裁判官の執務室を兼ねているという裁判所もあった。法廷への出入りや休廷中の会議に利用されるべき部屋が他の裁判官の執務にも利用されるという状態である。

5 法廷傍聴

連邦通常裁判所の裁判官は紫色の法服を着用し、高等裁判所及び地方裁判所の裁判官は黒色で襟元が分厚い法服を着用する。連邦通常裁判所の書記官は紫色の法服を、高等裁判所及び地方裁判所の書記官は黒色の法服を着用する。

弁護士は、黒色の法服を着用し、襟元も黒い。弁理士は、黒色の法服を着用し、襟元は紺色又は青色である。

当事者は、ドイツ語を解さない場合、通訳者を同行することがある。英語への通訳が多い。通訳者は、マイクにささやき声で話し掛け、法廷のやり取りを通訳し、当事者はヘッドホンで聴き取る。傍聴席には、将来に法曹や弁理士になる研修生が来ていることもあり、手続の前後に通訳者や研修生に、手続の内容を確認することもできる。

以下、各裁判所における聴取内容等に触れた上で、傍聴した手続を紹介する。

裁判所の合議には守秘義務が課せられている (sec. 193 GVG (Gerichtsverfassungsgesetz等)。弁護士・弁理士事務所との間でも見聞した事項につき、守秘義務が課せられる。そのため、事案の詳細には言及せず、法廷で見聞したやり取りの一部の紹介にとどめる。

6 ミュンヘン地方裁判所

特許事件を扱う部が2か部あり（民事7部、21部）、著作権、不正競争等の事件も扱っている。庁舎は、The Palace of Justice in Munichと徒歩10分程度離れている。The Palace of Justice in Munichにおいて執務をし、特許事件等の一部の執務を兼務する裁判官は、法服や事件記録を持ち歩いて庁舎間を行き来する。The Palace of Justice in Munichでの事件は、午前8時台に開廷する事件もあるようだ。

ミュンヘン地方裁判所、マックスプランク研究所 (MPI)、the Munich Center for Dispute Resolution (MuCDR) of the Ludwig-Maximilians-University Munichの提携により、the IP Dispute Resolution Forumを設立する動きがある。第1回のイベントが2015年11月10日に行われる予定である。

他の州の高裁裁判官からは、ミュンヘン地方裁判所の調停裁判官 (Güterrichter) の制度は第一審において成功している例であると聞いた。調停は、当事者間のコミュニケーションを回復させることを目的としている。ミュンヘン地方裁判所の知的財産権部では、早期口頭弁論期日において、調停に適するかを見極め、適する場合には、当事者の同意を得た上で、期日後に調停に付する。特許事件のうちの 5 %から 10 %が調停に付されることがある。民事 7 部の事件は民事 21 部の裁判官 1 名が調停を担当し、民事 21 部の事件は民事 7 部の裁判官 1 名が調停を担当する。2 週間程度の研修を受けることによって、調停を担当できるようになる。調停でのやり取りを他方の部の裁判官に伝えることはない。特許の効力が争われる事案では連邦特許裁判所の裁判官も調停に立ち会うようになるとされることがあるが、そのような実例は聞いたことがない、とのことである。

調停は 5 つの段階を経る。②以降では、模造紙のボードに書き出して議論を整理する。調停が次回へ続行となる場合、当事者がボードを写真撮影して持ち帰ることもある。事件ごとに調停の進行は異なるので、5 段階にこだわらない。

① 導入

5 段階があることを説明する。

② 事実の整理

当事者に事実関係を説明してもらう。場合によっては長年にわたる紛争を例えば 15 分間という短時間で説明してもらうので、当事者は自らが重要なと考える事実を説明することになる。

③ 利害の把握

将来に向けた話し合いをする。当事者が真に求める事項を説明してもらう（オレンジの皮がほしいのか、中身がほしいのか。）。

④ 解決策の模索

考え得る解決策を整理する。その際に、当事者の提案を評価しようとし

ない。

⑤ 解決、調停の成立

条項を作成、修正し、完成させる。

8月18日に一般民事事件の調停手続を、9月18日に不正競争及び意匠権に関わる事件の調停手続を、それぞれ傍聴した。

法廷では、裁判官席の横、傍聴席から見て左端に書記官が着席する。裁判官は、スクリーンを通じて、書記官が入力する内容を確認できる。裁判官席の横、傍聴席から見て右端には、白色の方眼模造紙が綴られたボード、マジックが置かれているが、実際に使用される場面を見たことはない。傍聴席から見て右側の壁面は窓になっている。

期日当日に法廷入口に掲示される開廷表には、開廷時刻、当事者名、事件番号、3名の担当裁判官等が記載されており、主任裁判官の名前は太字で記載されているようである。ただ、実際に傍聴してみると、開廷表に記載されている担当裁判官とは異なる裁判官が審理に立ち会っていることも何回かあった。

UPCのブタペストの研修施設で研修を行っている裁判官が、ミュンヘン地方裁判所を訪問し、手続を傍聴したことがあった。

(1) 4月30日 早期口頭弁論（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

コミュニケーション・システムの特許に関する事件であり、9:00に開廷し、11時台まで審理を行った記憶である。原告席には弁護士、弁理士を含めて4名、被告席には弁護士、弁理士を含めて6名が着席。原告席と被告席の間に、通訳者4名（英語等）が着席。

冒頭に、事件併合の手続を行った後、訴訟対象の価値を議論した。

ライセンス契約締結による和解の可否を検討するため、約20分間休廷を入れたが、合意に至らず、クレーム解釈等、侵害の成否に関する議論を続けた。

期日間の書面の提出期限を定めた上で、主要口頭弁論の期日を9月17日

に指定した。

(2) 5月21日 主要口頭弁論等（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

前の週の時点での予定表では、9：00, 1：00, 1：30, 2：00, 3：00開廷の事件が予定されていたが、当日までに期日が延期された事件もあり、9：00と1：00の事件を傍聴した。

9：00の事件では、被告製品が特許の構成要件を充足する見込みであるものの、スイスの裁判所に管轄があると考えられる状況において、和解の可能性について協議した。原告席に3名、被告側に1名が着席。休廷も挟み、当事者が和解について検討する時間をとった。

1：00の事件は、短時間の手続であったと記憶している。

(3) 6月11日 著作権関係事件（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

9：00, 10：30, 11：30, 2：00開廷の著作権関係事件が予定されていた。9：00の事件は、和解協議のため6月25日に期日が変更された。10：30の事件は、一方当事者の欠席により短時間で終了した。

11：30の事件では、映画に関する事案であり、12：05から約20分間、いくつかのカットの英語版とドイツ語版を再生して映像を確認する手続が行われた。

2：00の事件では、計算機を使用して計算しながら費用等に関する議論が行われ、2：30に合議のため休廷となり、その間も、原被告の代理人が計算を行い、2：45に再開し、議論を続け、その間、電話連絡のためか、被告の担当者が退席し、同担当者が戻ってきてから、3：05に和解成立により期日が終了した。

(4) 7月22日 早期口頭弁論（原告側に同行、傍聴席にて傍聴）

抗うつ薬の特許に関する事件である。原告が被告に対し、損害金の支払を請求した。消滅時効の成否が争点の一つであるが、原告による権利行使の経緯を議論する中で、査察手続の申立てもとりあげられた様子である。

2:00 開廷

いつもの裁判長が休暇中のためか、普段陪席をしている裁判官が裁判長を務めている。

原告側は弁護士2名、弁理士1名、会社担当者1名、被告側は弁護士1名、会社担当者2名。

原告の会社担当者はドイツ語を解さないが、通訳者の準備はしていなかった。

裁判長からの説明

2:15 当事者の弁論

被告が当事者の交渉終了を立証趣旨とするメールを提出。

2:50 原被告が具体的な金額を提示するも、隔たりあり。

被告は、他の会社による支払によって損害が回復した旨主張したが、裁判所は賛同せず。

3:00 調停に類する手続の可否を検討するため、休廷
裁判官、被告側が退室し、原告側のみ法廷に残る。

3:10 主任裁判官1名により、両当事者の了解を得た上で、調停に類する手続を行う。一方ずつから話を聞く。

3:50 口頭弁論を再開

交渉、議論が続く。消滅時効に関する主張。

4:35 書面の提出期限を定め、次回期日を指定。

(5) 8月13日 早期口頭弁論（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

9:05 開廷

出席者の確認。

原告側に4名が着席。被告側に4名が着席。

書記官は、約10分経った時点で退室。

容器のふたに関する特許につき、特許権の帰属が会社間で争

われた。

11:10 書記官が入室し、書面の提出期限等を読み聞かせ。次回期日（2016年2月18日）を指定。

なお、8月13日は、11:00にも期日指定がされていたが、和解により、前日に期日が取り消された。

(6) 8月20日、早期口頭弁論（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

プリンタの特許に関する事件。訴訟手続を中止（stay）させるべきか否か等が争われた。

9:00 開廷

原告席に3名。被告席に2名。原告席と被告席の間にある席に、通訳者2名（英語）が着席。

事件併合の決定。

訴訟対象の価値につき、裁判所からの提案に異議がない旨を書記官に読み聞かせ。

併合したうちの1事件につき、侵害の成否に争いはなく、手続を中止（stay）させるべきか否かが争点であることを指摘。

和解について、裁判所が前日に当事者に電話したことについて言及。

9:10 被告が販売状況等に関する情報を開示するなど、裁判所が提示した解決案に同意する旨を、書記官へ読み聞かせ。

原告は提示内容に応じられないと回答。

被告は、EPOでのOppositionの手続に言及。これまでの諸手続の費用の負担についても議論が行われる。

主任裁判官から、具体的な支払額に関する発言もあった。

9:30 和解のための情報収集のため、判決の時期を延期することを提案したが、原告は応じなかつた。

9：35 書記官が退室。

他の侵害行為に関する議論を始める。

ドイツ国内の裁判例、EPOの判断例、EPOのガイドラインを踏まえての議論も行われる。

10：10 合議のため、休廷

10：20 再開

書記官が入室し、被告による情報開示、具体的な金額の支払、EPOでのOppositionの取下げ、これまでの手続費用の分担等を前提とする和解を、裁判所が提案した旨を読み聞かせ。

まず、被告が9月11日までに、主任裁判官へ、検討状況を報告することとなった。

(7) 8月27日 口頭弁論（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

10：05に手続を開始し、和解の検討状況を協議し、11：30頃、和解条項を読み上げ、和解成立。条項読み上げの直前に、短時間の休廷を挟んだ。

不正競争の事案であり、被告が、特許権侵害を認める判決書をホームページにそのまま掲載し、コメントを付した手紙を取引先に送付するなどしたところ、かかる行為の差止め等を求めたもの。かかる行為をやめ、送付先の情報を開示し、原告も自ら送付先へ手紙等を送付できるようにするなどの案が議論された。

裁判所は、事前に当事者に電話連絡を行い、和解を提案していたようである。

なお、8月27日は、他の事件の期日も指定されていたが、和解により取り消された。

(8) 9月22日 口頭弁論（裁判所訪問、裁判官席の隣にて傍聴）

尋問手続を傍聴する機会がそれまでなかったため、交通事件の尋問手続を

傍聴した。

7 デュッセルドルフ地方裁判所

地方裁判所、区裁判所からなる、大規模で、新しい庁舎となっている。かつては旧市街に庁舎があったが執務スペースが不足するようになり、近年、現在の場所へ移動した。

2012年11月に1か部が新設され、特許部が3か部になった。特許事件以外の知財事件は、他の部に係属する。

調停裁判官 (Güterrichter) の制度は、4、5年前から始まり、いずれも損害額算定の事件であるが、3ないし5件が調停に付され、2件が成功した。

5月28日に、早期口頭弁論を、被告側として、傍聴席にて傍聴した。

午前9時に、傍聴予定事件を含めて合計3件の早期口頭弁論期日が指定されていた。法廷入口では、開廷表がスクリーンにて表示される。デュッセルドルフ地方裁判所については、民事事件も刑事事件も、ウェブサイトにて開廷表を確認できる旨を聞いたことがある。

傍聴席からみて裁判官席の左側に書記官が着席していた。

1件目の開廷直後、書記官が退室し、裁判長がレコーダーに手続内容を録音していた。1件目、2件目は、主に今後の予定を協議した様子であった。

3件目が傍聴予定だった事件である。原告に廃棄請求の記載方法の確認を求めた上で、書面の提出期限等、その後の予定を定めた。被告側として、ミュンヘンの事務所の弁護士に同行したが、電話等による打合せで済ませられず、形式的な手続のためにわざわざデュッセルドルフまで行かなければならぬとの話だった。弁護士としては、形式的な話題にとどまるとの予想の下、弁護士1名のみの出頭を念頭に置いていたが、法廷へ行くと、デュッセルドルフ・オフィスの弁理士も出頭していた。

8 ミュンヘン高等裁判所

特許事件を扱う部が1か部あり、他に著作権、商標、不正競争に関する事件

等も扱う。

期日当日に法廷入口に掲示される開廷表には、開廷時刻、当事者名、事件番号、3名の担当裁判官等が記載されており、主任裁判官の名前は太字で記載されているようである。

裁判官席後方の壁面には、十字架がはめ込まれている。

傍聴席から見て裁判官席の右前に書記官が着席する。

傍聴席から見て、裁判官席の右側後方には、大きなモニターが設置されており、傍聴席からモニターを視聴できるようになっている。

傍聴席から見て右側が窓になっている。

9月17日、口頭弁論を傍聴した（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）。

午前10時開廷の事件は、ペットボトルの販売価格の設定について不正競争が問題となる事案であった。冒頭の裁判長からの説明は、さほど長くはなかつた。水のペットボトルを比較対照するやり取りも行われた。10：50から休廷となり、代理人同士（各弁護士1名）による協議が始まり、その間、午前11時開廷の事件の審理を行い、11：50まで続いた。11：50に審理を再開した。休廷の間に、裁判所からの説明を参考にして、代理人間で、和解協議が整っていた。再開後は、代理人からの報告に基づいて、議論をしながら、裁判長が条項を読み上げていった後、書記官が確認のための読み上げをさらに行い、その間、裁判官、弁護士が、気が付いた点を指摘することによって、条項が完成し、和解が成立した。

午前11時開廷の事件は、電話サービスにつき不正競争が問題となった事案であった。冒頭の約20分間は裁判長からの説明であり、その後に、代理人（各弁護士1名）が弁論を行い、11：50に審理が終結した。

9 デュッセルドルフ高等裁判所

デュッセルドルフ高等裁判所で特許事件を扱う部は、他に不正競争の事件を扱うが、その他の知財事件は他の部に係属する。その意味で、「特許部」に近

い。

原審であるデュッセルドルフ地方裁判所の部と控訴審が係属するデュッセルドルフ高等裁判所の部には対応関係があるようである。

開廷表には、4名の裁判官名、開廷時刻、当事者名、事件番号、主任裁判官のアルファベットが記載されている。開廷表を確認した部の構成は、裁判長1名、陪席裁判官3名であり、陪席裁判官のうちの1名はもう一つの部と兼務している。

一つの部でしかお聞きしていないが、負担割合は少ないものの、裁判長が主任となる事件もあるそうだ。

部によっては、あらかじめ主張書面のページ数を指示していると聞いた。

いずれの事件も、裁判所訪問として、裁判官席の横で傍聴した。

書記官は立ち会っておらず、裁判官も録音をせず、期日後に必要に応じて手控えに基づいて手続を記録に残すことである。

デュッセルドルフでは、高裁と地裁の裁判官が非公式ではあるが、定期的に食事を共にするなどし、情報交換、議論をしていると聞いた。

(1) 5月28日 口頭弁論の傍聴（裁判所訪問、裁判官席の横にて傍聴）

伸張性のある導管の特許に関する事案。

11:00 開廷

構成要件充足性に関する議論だったが、当事者による弁論の際、一方当事者が当日に初めて新たな図面、写真を提出した。

12:20 合議のため、休廷

12:25 口頭弁論終結。判決言渡し期日を指定。

その他に、2:00開廷、3:30開廷、4:00開廷の事件を傍聴した。

(2) 9月3日 口頭弁論の傍聴（裁判所訪問、裁判官席の横にて傍聴）

暖房用ボイラーの特許に関する仮処分の事件であり、構成要件非充足により第一審が却下し、申立人が不服申立てをした。申立人は専門家の意見書に

よって立証しようとしたが、相手方も専門家の意見書を提出した。申立人は、クレーム解釈の主張を変更し、均等論も主張している。

1：35 開廷

控訴人側は3名の弁護士、被控訴人側は弁護士1名、弁理士1名、会社担当者2名。

1：50 控訴人による弁論。

2：25 被控訴人による弁論。

その後、裁判所、当事者による議論。

2：55 判決言渡期日を9月17日に指定して、審理終結。

9月3日は、その他に1：00開廷予定の事件、2：30開廷予定の事件、3：00開廷予定の事件を傍聴し、いずれも9月17日に判決言渡期日が指定された。通常、審理終結から判決言渡しまで3週間であるが、休廷明けであることを考慮して2週間後に判決言渡期日を指定していた。

10 カールスルーエ高等裁判所

民事6部が特許事件を扱い、他に、著作権、商標、不正競争に関する事件、一般民事事件等も取り扱っている。口頭弁論期日は、通常、各月の第2週及び第4週の水曜日に行われる。一般事件をどのくらい担当するかは知財事件の多寡により、時期によって波がある。同部で常勤している裁判官は4名であり、かつて、第一審であるマンハイム地方裁判所においても共に執務をしていた。もう1名の裁判官は、10%の執務を割り当てられ、大学においても勤務している。かつてマンハイム地方裁判所において同様に大学勤務を兼ねていた研究者とは交流が続いている。連邦通常裁判所においてThe Judicial Assistantをしていた裁判官もいる。連邦通常裁判所にはカールスルーエ高等裁判所又はマンハイム地方裁判所出身の裁判官がおり、連邦通常裁判所の裁判官と会ったり、食事したりすることもある。マンハイム地方裁判所の裁判官と会うこともある。

マンハイム地方裁判所の審理方式は、審理期間が短いことに特徴があるが、

分離主義が採用されているため、その分、侵害訴訟と無効訴訟の結論に矛盾が生ずるリスクが高まる。カールスルーエ高等裁判所では控訴提起から口頭弁論期日までに約1年間を要し、その間に無効訴訟の第一審である連邦特許裁判所の判断が出るのを期待している。口頭弁論期日までの1年間に主張立証のやり取りがなされることにより、事案がより複雑になる。

Standard Essential Patentに関し、ECJの判断が示された。オレンジブック事件には、マンハイム地方裁判所、カールスルーエ高等裁判所において審理されたが、同事件後、Standard Essential Patentに関する事件は落ち着いており、当事者がECJの判断を待っていたからだと思われると聞いた。

侵害裁判所においても記録の電子化の動きがあるが、予定よりも遅れているとのことである。

陪席裁判官の執務室には、指揮者の譜面台くらいの高さの机があった。これは、記録を立ち読みするための机である。

開廷表には、開廷時刻、当事者名、事件番号、主任裁判官名等が記載されている。どの裁判官が裁判長の右側、左側に着席するかは特に決まりはない、という話を聞いた。法律上、裁判官は平等であり、1票ずつの権利を有し、現実においても平等であるのがその理由である、と説明を受けた。

書記官は、期日に立ち会っていない。

傍聴席から見て右側の壁面は窓になっている。傍聴席後方の壁面には、歴代のPresidentの肖像画が飾られている。

(1) 8月26日 9:30の事件（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

ソフトウェア著作権の仮処分に係る不服申立ての事件であったが、約1か月前の時点で、期日が延期された。

(2) 8月26日 10:15の事件（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

商標に関する事案である。

10:15 開廷

裁判長からの説明。

両当事者は、それぞれ代理人1名ずつのみが出頭。

10:35 一方の代理人からの主張

10:45 他方の代理人からの主張

10:55 裁判所、双方代理人による議論

11:10 合議のため、休廷

11:15 再開

その後の予定を告知し、終結

(3) 8月26日 11:00の事件（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

フロアリングボードの特許に関する事件である。構成要件の属否につき、ボードのかみ合わせ方が問題となる。

11:25 予定より遅れて開廷。前の事件が延長したため。

当事者は、一方が弁護士2名、弁理士2名、他方が弁護士1名、弁理士1名。

参考品を取り出しながら、裁判長からの説明。

11:45 一方の代理人による弁論。

ボードをかみ合わせたカラー図面を配布した。

11:55 他方の代理人による弁論。

12:00 裁判所、両当事者による議論

12:10 図面を配布した側の代理人が、写真が掲載されたホームページを印刷した書面を配布し、議論が続く。

12:20 合議のため、休廷。

12:25 再開

審理終結。判決言渡期日を10月28日に指定。

(4) 8月26日 2:00の事件（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

ラジエータの特許に関する事件である。

2:00 開廷

当事者の方は弁護士1名、他方は弁護士1名、弁理士1名、会社担当者1名。

裁判長からの説明

2:25 当事者からの弁論

陪席裁判官から調停裁判官についての言及あり。

2:30 合議のため、休廷

2:35 再開。審理終結。

(5) 8月26日 3:30の事件（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

Plant Variety Protection Rightsに関する事件である。

3:30 開廷

当事者の方は、弁護士1名、他方は、弁護士2名、会社担当者1名。

裁判長からの説明。

3:45 一方の代理人による弁論。

3:55 他方の代理人による弁論。

その後、裁判所、両当事者による議論。

4:05 合議のため、休廷。

4:10 再開

判決言渡期日を指定し、審理終結。

11 連邦特許裁判所

連邦特許裁判所は、日本語版のパンフレットを公開している (http://www.bundespatentgericht.de/cms/media/Oeffentlichkeitsarbeit/Veroeffentlichungen/Informationsbroschueren/infobroschuere_jap.pdf)。

0階入口では、セキュリティーチェック、パスポートチェックは一切行われておらず、他の裁判所と扱いが異なる。0階にカフェレストランがある。近隣

に飲食店が少なく、昼食時は混み合う。裁判長は昼食のための休庭のタイミングを図りながら、訴訟指揮しているようだ。1階にある窓口では水が割安で販売されている。弁論を行う代理人や依頼者がよく購入する。

法廷の裁判官席の机には、スクリーンが埋め込まれており、法廷内の壁面にもスクリーンがある。書面の電子化の動きがあり、既に3か部で電子化の取組みが始まっており、事件記録を手元のスクリーンに表示して見るようだ。面会した他の部の裁判官は、個人的には、書面の方が該当箇所を探しやすく使い勝手がよいと述べていた。

技術系裁判官は、ドイツ特許商標庁出身の方が多いようだ。そのまま連邦特許裁判所に勤務し続けたり、同庁に戻ったりする。連邦特許裁判所での執務内容はもちろん同庁での執務とは異なるものであるが、技術系裁判官に関する研修があるわけではなく、OJTによって経験を積むとのことであり、どのような合議体のメンバーと共に仕事をするかも重要なこととの話を聞いた。法律系裁判官によれば、技術系裁判官が合議体に複数いることによって、様々な視点から事案を検討することができるとのことだった。

2009年の法改正の後、連邦特許裁判所が暫定意見を作成することになったが、近時、審理によって、暫定意見の内容が覆ることはまれである、と弁護士、弁理士から聞いた。無効訴訟の平均審理期間は2年であると聞いた。暫定意見作成に伴う裁判官の負担増加もあり、無効訴訟の第1審（連邦特許裁判所）の審理期間は法改正後、短縮はしておらず、むしろ、長期化した、と聞く。第2審（連邦通常裁判所）については、法改正により第2審での主張立証の追加が制限されたため、短縮しているそうだ。第2審までのトータルの期間として見ると、法改正の前後で審理期間はさほど変わっていないという印象である。

連邦特許裁判所では部によって係属中の事件数、事件規模に違いがあり、訴え提起から口頭弁論期日までの期間の長さは、当該部の繁忙度に応じて、まちまちのようである。

侵害訴訟裁判所と異なり、連邦特許裁判所は国内に 1 か所しかなく、裁判所間の競争がない点、技術系裁判官が出身の組織を気にする点を指摘する弁理士もいた。

(1) 4月20日 抗告部の審理（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

9:30 に開廷し、裁判所からの説得を受け、取下げにより終了した。

傍聴席からも見えるスクリーンに明細書、図面等を映し出し、マウスで該当箇所を指示し、マーカーで印を付けるなどしつつ、議論がなされた。

(2) 6月23日 特許無効訴訟（原告側として、傍聴席にて傍聴）

LEDに関連する特許である。原告は、約 2 年前に提訴した。侵害訴訟は係属しておらず、無効訴訟の提起にはかなりの検討を要した様子であった。本件と関連した別の無効訴訟も係属しているとのことで、本件の期日前に別件の暫定意見も明らかになったため、本件の判決内容も含めて、和解交渉が続く見込みのようである。

9:30 開廷

当事者の確認。裁判官は 5 名。原告席は、1 列目に弁護士 1 名、弁理士 1 名、2 列目に弁護士 1 名、弁理士 1 名。被告席は、弁護士、弁理士を含め、合計 5 名。

和解の見込みを質問。侵害訴訟が係属していないのになぜ争いが生じているのか。双方、現時点では和解の具体的な見込みがない旨回答。

特許が無効である旨の暫定意見は感触ではなく、しっかりとした意見であることを指摘。

訴訟対象の価値を議論し、双方 200 万ユーロと定めることに合意し、その旨を書記官へ読み聞かせ。

10:00 暫定意見から変わりがない旨を指摘。

裁判所の見解を説明した上で書記官への読み聞かせをし、被

告に容易想到でないことを説明するよう求めた。

10：10 被告代理人は、難しい状況であることは分かったとした上で、弁論を行い、裁判長と被告代理人との間で、各証拠を取り上げながら議論が続く。合間に書記官への読み聞かせも行われる。

11：15 原告代理人は、裁判長の見解に同意するとした上で、反論を行う。合間に書記官への読み聞かせも行われる。

11：45 主位的請求はここまでとし、休廷。

1：30 再開。12：45までの休廷の予定だったが、1：30再開となった。予備的請求がAからFまであり、順次議論。最終的に請求の趣旨を再確認し、5：00前には終結した記憶である。

5：50 進歩性を欠くため特許が無効であり、被告が費用を負担する旨の判決言渡し。

(3) 7月21日 特許無効訴訟（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

疾患により脆くなった骨の補強に関する特許無効訴訟を傍聴した。

傍聴の当日、裁判所内で、弁理士資格の試験が実施されていた。

10：00 開廷

9：30開廷予定だったが、合議体による打合せのため、10：00開廷となった。猛暑のため、5人の裁判官は、法服を着用していない。代理人にもガウンを着用していない者がいる。裁判官席の手前、傍聴席からみて左端に書記官が着席。左側壁面に窓がある。原告側当事者席（傍聴席から見て右側）には、1列目に2名、2列目に3名の代理人がいる。被告側当事者席（傍聴席から見て左側）には、1列名に弁護士1名、弁理士1名がいる。

出頭者の確認に加え、裁判官の紹介も行われた。

10：10 訴訟対象の価値を議論し、書記官へ読み聞かせ。

10:15 和解の可能性を議論。

裁判所から、特許の有効性に疑いがあることを前提に、特許の有効性を確認した上で侵害者側が金員を支払う旨の和解を提案。

両当事者は、デュッセルドルフでの侵害訴訟に言及しながら、和解の見込みが現段階ではないことと、その理由を説明。

書記官へ、和解の余地がない旨を読み聞かせ。

10:35 連邦通常裁判所の手続に言及しながら、その後の議論の道筋を示した。

クレーム、明細書について説明した後、書記官に読み聞かせ。

10:55 被告側、弁理士による弁論。書面をその場で配布。

11:00 書記官へ読み聞かせ。

11:10 被告側、弁護士も加わり、裁判所、被告側とで、クレーム解釈について議論。書記官へ読み聞かせ。

11:30 原告側の反論。

11:50 被告側の反論。被告側は、主に、弁理士が弁論。

12:30 休廷

0階のカフェレストランにて、被告側の弁護士、弁理士、会社担当者が、昼食をとりながら、予備的なクレームを手書きで作成していた。

1:40 再開

裁判所の見解が午前中と変わりない旨を述べ、書記官へ読み聞かせ。進歩性を議論し、予備的なクレームを議論することとする。

被告は、新たな予備的クレームについても審理するよう求め、原告は、特にランチ・ブレーク後の予備的クレームの提出は遅

すぎる、と述べた。

審理の対象とすべきかを議論し、当事者の主張を書記官に読み聞かせた上で、進歩性に関する議論。

3:00 合議のため、休廷

3:30 再開

新たな予備的クレームについても審理を行う方針を示す。従来の予備的クレームに関する議論から大した変更がないと判断したため。

第1次、第2次予備的クレームに関する議論。

3:45 原告が書面を配布し、議論が続く。

4:35 第3次、第4次、第5次予備的クレームに関する議論。

傍聴席から見て、裁判長の右隣の主任裁判官（技術系）がよく質問している。

4:55 和解の交渉ができないことを確認した後、合議のため、休廷。

5:55 判決言渡し

ドイツ国内において本件特許が完全に無効である。

被告が費用を負担する。

この判決は執行することができる（費用についてのことだと思われる。）。

12 連邦通常裁判所

民事1部がcopyright, protection of Intellectual property rightsを取り扱い、民事10部がpatent law, tourist travel lawを取り扱う。民事10部所属の裁判官は8名であり、5名により合議体を構成する。傍聴した全ての事件において、裁判長は同じ方であった。民事10部には、3名のThe Judicial Assistantsがいる。The Judicial Assistantsの勤務期間は約3年である。うち1名は、以前にボンの裁判所で勤務していた裁判官である。うち1名は、

以前にマンハイム地方裁判所で特許事件等を担当していた裁判官であり、10月頃にはマンハイム地方裁判所に戻る予定であると聞いた。後任はミュンヘン地方裁判所の裁判官ではないかと思われる。残りの1名の方とはお話する機会がなかった。

図書室の資料は充実しており、裁判官、職員は、平日の午後5時以降の時間帯や、休日であっても利用できる。各裁判官室は施錠されず、解放されている。部屋によって配架されている書籍が異なり、当該裁判官が不在であっても、他の裁判官が自由に出入りして書籍を利用できるようにしている。

2014年に「The Federal Court of Justice」という冊子（英語）が発行されており、これにより概要を知ることができる。写真集もある。

法廷入口の開廷表には、5名の担当裁判官、開廷時刻、事件番号、当事者名等が記載されるが、主任裁判官の表示はない。

The Judicial Assistantは、傍聴席で傍聴する。

(1) 5月19日 特許無効訴訟（第二審）を傍聴（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

モバイル・コミュニケーションに関する特許に関する事案。連邦特許裁判所（第一審）は無効の判断をしていたが、午前中の審理の後、合議を経て、午後の早めに原審の判決を取り消し、変更する旨の判決が言い渡された。

傍聴席から見て裁判官席の右端の方に書記官席がある。書記官席の右側の壁面に窓がある。

傍聴席から見て左前に出入口があり、裁判官、書記官も、当事者も、ここから出入りする。

上訴人席は弁護士1名、弁理士1名、被上訴人席は弁護士1名、弁理士1名。通訳者（英語）が着席。

訴訟対象の価値を定めた後、出願書面との関係等について議論した。

(2) 8月25日 特許無効訴訟（第二審）の一部を傍聴（裁判所訪問、傍聴席

にて傍聴)

携帯電話機等のロック解除に関する特許の無効訴訟の一部を傍聴した。連邦特許裁判所（第一審）は明確性の点から特許が無効であると判断した。また、連邦特許裁判所は、クレームの一部が単なる情報の提供にすぎないと判断した。第一審被告が上訴した。

大規模な法廷での審理であり、冒頭にビデオカメラ撮影があった。

10:00 当事者の確認

傍聴席から見て右側の当事者席には、1列目に4名、2列目に2名が着席。左側の当事者席には、1列目に3名が着席。両当事者席の間の席に、通訳者2名（英語）が着席。

訴訟対象の価値を議論。

10:15 別件の判決言渡しをいったん挟み、本件の審理に戻る。

書記官が退室。

当該特許、連邦特許裁判所の判断内容について説明。

10:50 一方当事者（特許権者）による弁論。

本件特許の技術内容を説明。

11:30 相手方当事者による弁論開始。

傍聴はここまで。

(3) 9月8日 特許無効訴訟（第二審）を傍聴（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）
テレビの信号に関する特許であり、連邦特許裁判所（第一審）が特許を限定する旨の判断をしたところ、被告が上訴した。

10:00 開廷

法廷は5月19日の法廷に同じ。

上訴人側は弁護士1名、弁理士2名、被上訴人側は弁護士3名、弁理士1名。

開廷直後、書記官が退室。

裁判長から、訴訟対象の価値、第一審の要点等の説明。

10:25 上訴人側の弁論。

裁判所との議論。

10:55 被上訴人側の弁論。

11:00 裁判所と上訴人側の議論。

11:10 審理終結。

第4 ヨーロッパ特許庁

1 判例研究会

審判官主催による研究会であり、月1回程度開催される。審判官以外の参加者は日本人であり、日本語によって議論が行われる。

担当者が題材となる日本の裁判例をとりあげ、議論をする。最近の事例や審級によって判断が分かれた事例が比較的多かった。日本の動きを少しフォローでき、特許庁の方や弁護士の方が判決についてどのような読み方をするのか、知ることもできた。

担当者による発表の後に、審判官が、当該テーマに関連して参考となるヨーロッパ等の事案を紹介してくださる。日本の裁判例を自らお探しになってコメントをされることもあった。

2 傍聴

(1) 4月29日 Boards of Appealの手続を傍聴（特許申請をした申立人側として、傍聴席にて傍聴）

統合失調症の薬の特許に関する事件である。手続は午前9時に開始し、午後4時前後まで続いた記憶である。

合議体は、ドイツ人2名、スイス人1名である。

申立人側は弁理士4名、会社担当者2名で、相手方は英国の代理人1名であった。

午前中、双方が新たに提出しようとした証拠の採否が争われ、合議のため 10 分間休廷した後、申立人の証拠提出を認め、相手方の証拠提出を許可しない旨の判断を示した。新規性を議論し、陪席裁判官からの質問に対し、申立人が検討のための休廷を希望し、約 10 分の検討時間が与えられた。10 分を過ぎると、イスの審判官が直ぐに手続室へ戻るよう求めてきた。予備的請求の新規性の議論は、簡潔なものであった。合議のため休廷し、主位的請求は新規性なし、1 次的予備的請求は新規性ありとされ、午後に進歩性を議論することとして休廷となった。この判断は、双方にとって意外な内容であるようだった。

午後は、主に 1 次的、2 次的請求の進歩性を議論し、3 次的請求、4 次的請求は簡潔に議論された。進歩性に関する合議のため、1 時間を超えたと記憶しているが、休廷となった。再開後、1 次的予備的請求は進歩性なし、2 次的予備的請求は進歩性ありの判断が示された。双方に、申立ての趣旨、これに対する答弁の内容を確認し、合議のための休廷を経た後、クレーム、明細書を補正の上、第 2 次的請求の文言のとおり特許を維持する旨の判断が示された。

代理人同士は、手続の前後で握手をするなど友好的であった。休廷の合間、英国やドイツの選挙等の話題について話し合う場面もあった。証拠として提出された先行文献の中に、申立人側の会社担当者のうちの 1 名が過去に著した論文があった。相手方会社において当該担当者は有名人となっており、会社から頼まれたとのことで、英国の代理人は、了承を得た上で、当該担当者を写真撮影していた。

(2) 6月24日 Opposition Divisionの手続の一部を傍聴(当事者側として、傍聴席にて傍聴)

9：20から 12：00頃まで、手続の一部を傍聴した。

Opponentが 7 名おり、ロの字型に机が並べられた手続室で審理が行われた。

手続言語は英語であったが、ドイツ語で主張を行う代理人もいた。多数当事者が順次主張していくことになるが、中には、毎回、長時間にわたって主張する代理人もいたが、主張を制限されることはなかった。

(3) 7月1日 Boards of Appealの手続の一部を傍聴 (EPO訪問、傍聴席にて傍聴)

Linear actuatorに関する特許の事案。

9:10 開始

3名の審判官。審判官席の背後の壁面が窓になっている。申立人（傍聴席から見て右側）は代理人1名。本人1名は開始直後に退席。特許申請を行った相手方（傍聴席から見て左側）は代理人2名。

申立人が1997年3月3日付けのデュッセルドルフ見本市のパンフレットを証拠として提示。

9:35 相手方による確認のため、休廷。

9:45 再開

審判官による協議。

9:50 相手方がパンフレットについて主張し、本件特許との違いを指摘。EPOの審判例に言及。

10:20 申立人が見本市の写真2枚を提示。

10:30 合議のため、休廷。

11:10 新規性、進歩性について議論を進める方針を示す。

12:35 休廷。

傍聴したのはここまで。

第5 ドイツの弁護士・弁理士事務所

1 事件記録の検討

依頼者の使用言語によっては、事件記録の一部が依頼者のために英語等に翻訳されており、理解の助けとなる。終局した事件記録に目を通すことによって手続のイメージをつかむよう心掛けた。

主張書面は、総じて、理論的であり、詳細に分類、項目分け、段落分けがなされており、一つの項目について論じるときは、冒頭に大要を示し、末尾に小括を示しているものが多かった。

2 Know-how and trade secrets-a global view (SKW, 6月10日)

欧米、日本の各国の営業秘密に関する裁判例等が紹介された。知的財産法以外の分野を専門とする弁護士も参加していた。知財の紛争と他分野の紛争（労働、建築等）が交錯している事案において、真の争点を見極めることの重要性について、懇親の場で意見交換が行われた。

3 Life Science IP Seminar (6月15日～17日, Hoffmann Eitle)

訴訟というよりは、特許取得に至る過程に関する講演が多く、難解な内容もあったが、視野を広げる機会となった。

「EU Patent Package」と題する講演では、司会者の弁理士1名、原告側代理人役の弁護士1名、被告側代理人役の弁護士1名が、複数の事例に基づいて、UPCを利用した方がよいのか、Opt-outを選択した方がよいのかが議論された。広範囲に権利行使ができる反面、広範囲で特許権を無効とされるリスクがある点、手続、裁判所の質、審理期間、特許権者寄りであるかが不透明である点を考慮しながら、事案ごとに検討することになろうとの指摘があった。

4 Training Course: Obtaining, Enforcing and Evaluating Intellectual Property Rights in Europe (6月25日～7月3日, Boehmert & Boehmert)

特許法以外の知財分野の講演も、聴くことができた。

著作権に関する紛争ではハンブルクの裁判所が好まれることがある、ソースコードの対比の手法についてはデュッセルドルフ方式が発展してきている、商標の類否判断の際、ドイツの比較的多くの人々がトルコ語を解することを考慮

する、といった話が印象に残っている。特許法以外の知財分野の紛争では、ハンブルク、ケルンの裁判所の話を聞くことが多かった印象である。

レーダー元裁判官から、2014年、2015年の米国特許裁判例の紹介があった。

5 各事務所による定期的なセミナー

ミュンヘン知財勉強会のML等を通じて、セミナーの情報提供がある。全てに参加できたわけではないが、印象として、均等論の話題が最も多かったという印象がある。EP0の手続、UPCの話題も多かった。

均等論で取り上げられた連邦通常裁判所判決としては、1986年、2002年、2011年、2012年、2015年のものがあった。裁判所訪問の際に、均等論に話題が及ぶこともあり、3要件等の基礎知識をセミナーで習得したことが役立ったと思う。

第6 ドイツでのシンポジウム、カンファレンス

1 VPP, Frühjahrs-Fachtagung 2015 (5月7日、8日、ドレスデン)

VPP（知的財産権専門家協会）は、一部の弁理士、企業関係者を会員とする団体であり、シンポジウムでは裁判所等の方々を講師やゲストとして招待していた。使用言語はドイツ語であるが、休憩時間や懇親の場でドイツの実務家の方々と交流することができた。

デュッセルドルフ高等裁判所Dr. Thomas Kühnen裁判長により、均等論に関する講演（Rechtsprechungsentwicklung nach BGH-Entscheidung “Okklusion svorrichtung”）が行われ、裁判例が紹介された。10：30～12：30の時間枠であったが、講演を11：45頃に終えた後、12：20頃までの間、会場からの質問に応対されていた。

後日、ドイツ語が堪能な日本人参加者から、質疑応答についてお聞きした内容は、以下のとおりである。

特許出願を扱う弁理士から明細書の記載方法に関する質問、意見が2、3あった。

連邦特許裁判所の方が、Okklusionsvorrichtungにおける連邦通常裁判所の文言侵害の判断は違和感がないと述べていた。講演内容からは、発明の本質が何かという点を非常に重視していると感じられた。

2 Cross-Border Cooperation (5月12日、ミュンヘン)

DJW（日独産業協会）主催のシンポジウムである。

ドイツの中小企業からの参加者が多かった。使用言語は英語である。

IPの保護にも話題が及んだこともあったが、会場からは、中小企業ではIP保護まで手が回らない旨の発言もあった。

独日の経済状況だけでなく、特にドイツ側の講演者が中国の経済に言及する場面が多かった。

ドイツ人はドイツ語という言語に誇りを持っている、ドイツ語の習得なくしてドイツの制度の理解は得られない、とのご指摘を懇親の場で頂いた。

3 Mock-Trial UPC (6月9日、ミュンヘン)

ミュンヘン地方裁判所の裁判官、弁護士、弁理士等により、UPCの模擬裁判が行われた。使用言語はドイツ語である。

自動車のチャイルドシートの特許に関する事件を取り扱った。

審理ではクレーム解釈や参考品を使用した議論も行われたが、当事者が書面の提出期限を超過した場合の対応、裁判所の管轄等、手続上の争点に関する審理も行われた。

審理の進め方が、ミュンヘン地方裁判所での審理の進め方と似ていると思われた。ドイツの他の地域や他国でも模擬裁判が実施されていると聞くが、それぞれの国、地域の審理スタイルに似通った方法で模擬裁判を行っているのではないか。

4 ALAI 2015 Remuneration for the Use of Works (6月18日～20日、

ボン)

German Copyright Act 50周年にあたり、ボンにて開催された。来年はローマの予定であると聞いた。参加者は、研究者、弁護士が多い。企業からの参加者もいた。

Digitalという単語が頻発した印象がある。現代のメディアに対応した著作権保護の各国の取組みが発表された。7月11日にアムステルダムで行われるシンポジウムのテーマも、「Alternative Compensation Systems for Digital Copyright」とのことである。

続々とパネリストが入れ代わり登場し、各国の法制度について講演が行われた。レジュメがない状況で、スクリーンに大量の情報を次々と発表された。パネリスト間で議論を深めるというわけでもなく、それぞれの講演について会場から質問を受け付けるという形式であった。

イヤホンでは、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語の通訳を聞けるのだが、通信設備が不十分だと感じられる場面もあった。

5 Munich International Patent Law Conference 2015 (6月19日、ミュンヘン)

開催の情報が入る前に上記のALAIに申し込んでいたため参加はしなかったが、後日、資料を入手した。

The Cost of Litigating Patentsがテーマであり、英米仏独の裁判官等が各の事情について講演し、UPCに関する講演もあった。

6 Unitary Patent and Unified Patent Court 2015 (7月16日、ミュンヘン)

EPOにおいて開催された。

費用モデル、スペインの申立てに関するCJEUの判断、イタリアの方針変更、批准の状況等の新たな動きが紹介された。

ドイツ、イギリス、フランス、オランダ、スイスの各裁判官のパネルによる

議論も行われた。UPCでの運用の前提として、差止め、仮処分の審理、判断等について国による違いがあることが確認された。

滞在中にUPCに関して聴取した内容を以下に列挙する。英国側の見方についてはイギリスの項（第9）で触れる。

開始は、おそらく2017年になるのではないか。（裁判官、弁護士）

UPCに関する意思決定を行う連邦司法省と裁判所との間の連絡が十分でなく、検討状況について裁判所への情報提供がない。個人的な伝手を通じて情報を入手するしかない。（裁判官）

ブダペストの研修施設において研修を受けているのは特許事件を扱ったことがない国の裁判官だけであり、ドイツの裁判官など、特許事件を既に扱っている裁判官のための研修が行われていない。（裁判官）

ITの設備の導入、スタッフの研修などにも時間が掛かる。（裁判官、弁護士）

ドイツに裁判所が4か所も必要なのか。3か所又は2か所で足りるのではないか。（裁判官、弁理士）

裁判官が専らUPCの執務を行うのか、それとも国内の裁判も掛け持つて担当するのかがはっきりしない。（裁判官、弁護士、弁理士）

ドイツの裁判所で、ドイツの裁判官2名、他国の裁判官1名で合議体を構成した場合、だいたいの事件で、2（ドイツ）対1（他国）で見解が分かってしまうのではないか。同じ法律を解釈するにしても、それぞれの裁判官のバックグラウンドに近づけて解釈してしまうのではないか。（裁判官）

言語の問題がある。ドイツの裁判官にとっては、英語で手続を進めることはできるかもしれないが、英語で判決を起案するには困難を伴う。（裁判官）

技術系裁判官と合議する時は、まずは自分自身で十分に検討し、その上で議論する必要がある。技術系裁判官は科学、技術に詳しいが、当該事案の技術を専門にしているわけではない。（裁判官）

査察手続など、手続の運用が各裁判所に委ねられており、始まってみないと

分からぬ。(裁判官、弁護士)

英国の国民投票次第では、状況が変わってくる。(弁護士)

第7 オーストリアの裁判所等

1 聽取内容等

オーストリアにおける特許訴訟等を概説したものとして、「オーストリアにおける知的財産権利行使マニュアル (http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/at/ip/pdf/manual_set_201212.pdf)」があるが、制度内容に変更もある。

特許無効に関する手続は、かつて、特許庁での手続の後、特許商標最高審判所が不服申立てを取り扱うとされていたが、2014年1月1日からは、高等裁判所が取り扱うこととなった。特許の分野に限らず、憲法上の観点から、新たな行政裁判所などに関する改革があったようだ。無効手続は、特許庁、高等裁判所、最高裁判所をたどり、侵害訴訟は、Commercial Court、高等裁判所、最高裁判所をたどるようだ。侵害訴訟の75%は医薬関係の事案であるが、医薬関係の事件は市場のデータに基づいて和解に至るケースも多いと聞いた。オーストリアには、特許事件を取り扱う弁護士が約15名おり、約70名の弁理士のうち、医薬関係を取り扱う弁理士は約20名いると聞いた。法律上、弁護士と弁理士は共同して事務所を営むことは禁止されており、事案ごとに共同して受任する弁理士を決めていると聞いた。弁護士になるためには、事務所で5年間の研修を行い、3年経った時点、5年経った時点でBar Examinationを受験する、研修中であっても、一定の期間を経れば、一人で担当できる案件もあると聞いた。

高等裁判所では、知財事件を取り扱う部がかつては5か部あったが、1か部に集中させるようになった。特許事件については、2名の法律系裁判官と1名の技術系裁判官の合議体によって審理し、弁理士が技術系裁判官になる。期日

が連続して指定されている場合、前の事件では裁判官席にいた弁理士が次の事件になると当事者席へ移動するといったこともままある。2014年には、侵害訴訟が12件（うち6件は仮処分手続を経たもの）、無効訴訟が12件係属した。審理手続の説明を受けている中で、ドイツよりも、書面に依拠する度合いが大きいと感じた。査察手続について質問してみたが、それに類する手続は設けられていないようである。ドイツの査察制度では守秘義務の取扱いからも弁護士が公的な性格を有することがうかがわれるが、オーストリアとドイツでは弁護士の在り方に違いがあるとのお話をウィーンの弁護士から聞いた。

Commercial Court（ウィーン商事裁判所）においても、特許事件は、2名の法律系裁判官と1名の技術系裁判官（弁理士）の合議体によって審理される。知財事件のうち特許事件のみが合議体によって審理される。特許事件を取り扱う部は3か部ある。特許事件では、1回の訴訟で損害額の算定を行い、侵害の成否、損害額算定のための情報開示について中間判決を言い渡すようである。損害額の算定方法は、ドイツと同じく3つの方式があるようだ。商標の事件については、ウィーン商事裁判所に限らず、ほかの裁判所にも係属する。

ウィーンの裁判所では、他国から注目されるほど電子化が進んでいると弁護士から聞いた。情報共有のソフトウェアを利用して、弁護士事務所のパソコン上で、裁判所からの連絡内容を確認できることである。

ウィーンでは、挨拶の言葉として、ミュンヘンと同じく、「Grüß Gott」が用いられ（「Guten Morgen」や「Guten Tag」ではない。）、地域的、文化的な背景を共にしているうかがわれる。UPCについて、ミュンヘン等と共に地域支部を設けようと試みたが、頓挫したと聞いた。オーストリアは早い時期にUPCの批准をしており、その理由を弁護士にお聞きしたが、政治的な決定であり、理由は分からぬとのことだった。

2 Commercial Courtでの傍聴

（1）7月7日（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

映像の著作権の帰属が争われた。午前 11 時開廷の事件であり、午後 1 時頃まで審理を行ったと記憶している。

裁判官（1名）は黒色の法服を着用しているが、書記官、代理人は着用していない。

裁判官は、当事者の陳述内容をそのまま復唱して録音していく。証人尋問も同様であり、代理人の質問や証人の供述をすぐさま録音していく。後に要約して録音する裁判官もいるが、要約の仕方に異議を言われることもあると、後に弁護士からお聞きした。2名の証人の尋問が行われ、それぞれ、裁判官、代理人の順番で、映像のダウンロードの経緯等につき、質問をしていた。その後、原告側の映像と被告側の映像を再生して確認する手続が行われた。

次回期日を指定したが、場所は裁判官の執務室とされた。法廷数が不足しており、傍聴人が少ない事件であれば、執務室で口頭弁論が行われることもあるとお聞きした。

（2）7月8日午前（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

午前 10 時開廷の事件であり、12 時頃まで審理を行った。

被告が原告の雇用者であったところ、被告が新たな従業員のためにソフトウェアをコピーし、さらに他の会社へも提供したことにつき、原告が損害賠償を請求した。不正競争の事案であるが著作権や労働法も関係し、管轄も問題となった。

裁判官（1名）は法服を着ていなかった。

（3）7月8日午後（裁判所訪問、傍聴席にて傍聴）

1：30 開廷

連絡を受けていた番号の部屋へ赴くと裁判官の執務室であったが、ドアにA4版1枚の手書きの貼り紙があり、法廷へ移動する旨の指示が記載されていた。

一般民事事件であったが、まず、一人目の証人尋問が行われた。

2:35 二人目の証人尋問が行われた。

午後4時前には審理を終えた記憶である。

第8 スイスの裁判所等

1 聽取内容等

スイスにおいて特許訴訟専門の弁護士は15名くらいであり、医薬関係の事件が多い。面会した弁護士は、特許権者側の代理人としてデュッセルドルフの裁判所へ赴くことも多く、査察手続に関するデュッセルドルフ方式にも精通していた。イタリア、ミラノ、モスクワの裁判所へ行くこともある。弁護士と弁理士が共同して事務所を営むこともできるが、訪問した事務所では、両者では報酬体系等に違いがあることから、弁護士のみの事務所としているとのことだった。

各訪問先で、スイスには和解の文化がある旨指摘された。一般的な民事事件は、提訴前にConciliation Authorityの手続を経ることになっている。

大学卒業後、1年半の研修を経て、Bar Examinationに合格することによって法曹資格が得られ、裁判官を志す者はLaw Clerkになるが、全員が裁判官になれるわけではない。

2 ベルンの裁判所 (Court of Commerce, Supreme Court of the Canton of Bern)

大法廷を見学したが、裁判官席が設けられるべき場所に机も置かれておらず、会議形式に机、椅子が並べられており、法廷以外の用途にも用いられるようである。通常の規模と思われる法廷も見学したが、裁判官席のうち、中央の裁判長の席については、床面が陪席裁判官よりも一段高くなっている。机の高さもその分高くなっている。証人尋問の記録化が話題となった。書記官が証人の供述を録取し、要約した書面を法廷でプリントアウトし、証人に見せて確認をとり、署名してもらうとのことだった。

Commercial Courtは、ベルン、チューリッヒ、セント・ガルンなど4か所にあるようだ。面会した弁護士は、パートタイム裁判官として合議体の一員となり、チューリッヒのCommercial Courtの審理を担当することもある。Commercial Courtでは、著作権、商標、建築等の事件が審理される。和解については、当事者の方々から聴取する手続も行うそうだ。査察手続は、建築事件に多く、営業秘密が問題となることはなく、申立人本人も査察に立ち会えるが、通常は問題にならないと聞いた。ベルンのCommercial Courtでは年間10ないし12件程度の申立てがあるようである。デュッセルドルフ方式に近い運用する連邦特許裁判所の取扱いと異なるようであり、裁判官から、連邦特許裁判所では査察手続の運用にもっと慎重だと思う旨のコメントもあった。侵害訴訟において、損害額の算定方法はドイツと同じく3つの方式があり、1回の訴訟において損害額の算定まで行うようであり、必要であれば、侵害の成否等について中間判決を言い渡すことだった。

3 連邦特許裁判所

連邦特許裁判所のオフィスは、セント・ガルン駅近くの通り沿いにあり、2名のフルタイム裁判官が勤務している。法廷は徒歩約15分離れたところにある連邦行政裁判所内にある法廷を使用する。もっとも、事案によってはスイス内の他の裁判所の法廷も使用できるようである。

スイスでは年間約30件の特許訴訟が提起されていたが、26州の26の裁判所においてそれぞれ異なる手続法によって審理が行われていた。2012年1月1日から連邦特許裁判所において審理されるようになった。対象事件が特許裁判所法26条に規定されている。ドイツのような分離方式は採用されていない。

裁判官は、フルタイム裁判官2名（法律系裁判官1名、弁理士1名）、技術系パートタイム裁判官27名、法律系パートタイム裁判官12名からなる。裁判官の選任手続が特許裁判所法9条に規定されている。パートタイム裁判官を

している弁護士によれば、年間1、2件担当しているとのことである。1件につき4日間程度の準備が必要であり、暫定意見を担当するときは、より多くの日数を要するという。遠隔地にいるパートタイム裁判官の記録検討の便宜を図るため、電子化の取組みも進められているという。弁護士の関与の点であるが、パートタイム裁判官が審理を担当した事件が同じ弁護士事務所の他の弁護士が関係している案件であることが後に判明し、最高裁判所において、改めて審理を行うことを命ずる旨の判断がされた事例がある、とドイツの実務家からお聞きしたことがある。

医薬に関する特許事件が多いが、近年はおそらく一時的にコーヒーカップに関する特許事件の数が伸びている。

合議体の構成は、通常は5名であるが、3名や7名のこともあります。合議体の規模はPresidentによって決められ、裁判官はPresidentによって選ばれる。合議体には、少なくとも技術系裁判官1名、法律系裁判官1名が入り、技術系裁判官は自らの専門知識に応じて選ばれる。手続言語は、9割以上がドイツ語によるが、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語もあり、当事者の合意があれば英語も使用できるが、判決に使用される言語は、現状は、ドイツ語、フランス語又はイタリア語とされている。弁護士から、裁判官は、ドイツ語、フランス語及びイタリア語を解すると聞いた。

準備的口頭弁論では、当事者の主張内容を明確にし、どの争点についてさらに主張立証が必要となるかを示唆し、可能であれば和解ができるか検討する。審理が続く場合は、その後、主張書面等の交換が行われ、技術系裁判官による意見が示され、当事者が意見を提出する。主要口頭弁論では、和解の可能性が確認され、判決に至る。上訴された場合は、連邦最高裁判所に係属し、法律系裁判官によって法律上の争点について審理が行われる。

費用については、敗訴者が裁判所費用及び相手方の代理人費用を支払う。裁判所費用は、訴訟対象の価値に応じて定められる。訴訟対象の価値が100万C

HFであれば裁判所費用は50,000CHFとなり、訴訟対象の価値が1000万CHFであれば裁判所費用は100,000CHFとなる。準備的口頭弁論において和解が成立すると、5割減額される。弁護士費用は裁判所によって訴訟対象の価値の範囲内で定められ、弁理士費用は裁判所によって合理的であると考えられる額が定められる。3分の2の事件が和解で終了し、和解金額は実施工料相当額の算定方法により交渉されると聞いた。弁護士からは、年間20ないし30件の特許訴訟が提起され、そのうちの75%は和解で解決すると聞いた。

スイスの特許裁判所及び特許弁理士法の概要（2011年2月1日付け）が
http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/20110201.pdfにおいて紹介されている。

査察手続については、2012年以降、3件について認容し、6件について却下（棄却）した。デュッセルドルフ方式に近い運用がなされている。

第9 イギリスの裁判所等

1 聽取内容等

中保秀隆「英国における知的財産訴訟制度（特許訴訟制度）の調査結果（報告）」司法法制部季報No. 139, 20頁以下が詳しい。

特許裁判所での審理は、主張書面よりは法廷での弁論に重きが置かれているようだ。例えば、審理に3週間を要する事案では、侵害の成否に1週間、特許が無効か否かに2週間の審理を要したと聞いたことがある。技術専門家の尋問を行うのが通例である。

知的財産企業裁判所は、特許裁判所ほど規模が大きくはない事件を対象とし、手続をより簡易にし、短期間で審理を終えられるようにしており、UPCが想定している手続に近いものだとお聞きした。

訪問先の事務所では、特許事件を含め、イギリスの司法制度（裁判所、裁判官、弁護士の概要）に関する一般的な説明を受けた上で、特許事件の傍聴を案

内していただいた。UPCに関する話題についても質疑応答を行った。UPCに向けて、事務所等において模擬裁判が行われているとの話を聞いた。複数のグループに分かれて同じケースの模擬裁判を行い、審理方法や結論を比較して議論するという例もあるようだ。

UPCについて聴取した内容は、以下のとおりである。

英国側からみると、裁判官が英国では1名であるのに対し、UPCでは合議体を構成する点に違いがある。

英国の裁判官は既にバリスター等の経験を経てから裁判官に任官し、例えば50代の年齢になっているのに対し、特許事件の経験のない国の裁判官が比較的若かった場合に、裁判官同士で協調できるのか。

先例の拘束力の見方には英米法と大陸法とではアプローチが異なり、多くの事件が控訴されると予想され、不確実性に乗じてパテントトロールによる提訴も増えるのではないか。

ブタペストの研修施設等で裁判官の研修が行われているが、代理人のための研修は行われていない。国によって教育制度が異なり、弁護士、代理人が、どの程度理系科目を習得してきたかに違いがあることに留意する必要がある。

2 特許裁判所

特許裁判所は、Rolls Building内にある。2011年、Royal Courts of Justiceの一部としてRolls Buildingが創設された。ウェブサイトにて、事前に開廷予定を確認でき、特許裁判所や知的財産企業裁判所のガイドもみることができる。

他にも短時間傍聴した事件もあったが、7月27日午後及び7月28日午前に同じ事件を傍聴した。癌治療の特許に関する事案であった。

(1) 7月27日午後

12:25 傍聴開始

裁判官は1名であり、黒色で、襟元が赤色の法服を着用して

いるが、カツラは被っていないかった。後方には、大量の記録のファイルが並べられている。また、後方には窓がある。

裁判官席の前に書記官が着席。

当事者席の1列目にバリスターが2、3名ずつ着席し、黒のガウン、カツラを着用している。2列目は、ソリシターであり、それぞれ、3名、6名である。3列目は会社担当者が着席している。

弁論の内容が音声認識により文字化され、当事者が持参したノートパソコンの画面上に表示されていた。

裁判官と被告側バリスターが、明細書の記載、先行文献について議論。

1:00 休廷

2:00 再開

被告側バリスターが弁論を続ける。EP0の事案にも言及している。

2:50 法廷内が暑く、裁判官の許可を得て、バリスターがカツラをとる。

バリスターから、裁判例への言及があり、Jacob元裁判官やKitchin裁判官等による裁判例が指摘される。

書記官席付近にタイムカウンターが設置されており、弁論時間がカウントされており、途中で見たところ、「14, 04, 50」と表示されており、被告バリスターがこれまで合計14時間以上の弁論を行ってきたことがうかがわれる。

3:00頃まで傍聴

(2) 7月28日午前

10:30 開廷

裁判官もバリスターもカツラを被っていない。

原告の最終弁論だと思われる。

バリスターから、再び、裁判例への言及があり、Jacob元裁判官やKitchin裁判官等による裁判例が指摘される。EP0のガイドラインへの言及もあった。原被告それぞれ、事務員が退室して、言及された裁判例等を印刷した書面を準備して持参した。裁判官に提出していたが、そこまでの必要はないという様子だった。

途中で、タイムカウンターを見たが、原告バリスターの弁論の合計時間は13時間台であったと記憶している。

12:35 休庭。午後は被告側の最終弁論が行われる。

傍聴はここまで。

3 The Supreme Court (最高裁判所)

2009年に創設された。ウェブサイトで事前に開廷予定を確認できる。

7月29日に審理が予定されていたが、予定より早く手続が進んだために前日までに終結し、29日の手続は取り消された。そのため、判決言渡しの傍聴のみとなった。

9:50から10:10までの間、5件の言渡しがあった。審理、判決は5名の裁判官によってなされるが、判決言渡期日に立ち会うのは3名の裁判官である。当事者席に出頭している者はいなかった。言渡しでは、主文と理由の骨子が読み上げられるが、言渡しをする裁判官が、傍聴席から見て左側の裁判官、右側の裁判官、中央の裁判官、左の裁判官、中央の裁判官、というように、事件ごとに交代していた。

期日直後、レセプションへ行くと、言い渡された事件の「JUDGMENT」の冊子(A4版)が部数限定で配布されており、それぞれA4版1枚の「PRESS SUMMARY」が挟み込まれていた。

以上